

合併調整項目調整状況

事務事業番号	3160	専門部会名	民生	分科会名	廃棄物対策	担当部署	廃棄物対策課
事務事業名	ごみの収集方法						
合併前の事務事業の状況							
旧上田市	旧丸子町	旧真田町	旧武石村	合併後調整方針(協議会決定)			
【回収品目・回収頻度・排出方法】 ・燃やせるごみ(2回/週) ・リサイクルできるプラスチックごみ(1回/週) ・燃やせないごみ(リサイクルできるプラスチックごみ以外)(1回/週)	【回収品目・回収頻度・排出方法】 ・燃やせるごみ(2回/週) ・プラスチック・ゴム類(1回/週) ・金物類(1回/隔週) ・ガラス・陶磁器類(1回/隔週) ・食品のびん類(1回/隔週) ・乾電池(4回/年) ・紙類、古布、白色トレイ、ペットボトル、蛍光管、体温計、温度計等(指定日)	【回収品目・回収頻度・排出方法】 ・燃やせるごみ(2回/週) ・プラスチック類(1回/週) ・金物類(1回/週) ・ガラス・陶磁器類(1回/週) ・ビン(1回/週) ・乾電池・蛍光管・水銀体温計・鏡(1回/週) ・ペットボトル(1回/週)	【回収品目・回収頻度・排出方法】 ・燃やせるごみ(2回/週) ・プラスチック・ゴム類(1回/週) ・金物類(1回/週) ・ガラス・陶磁器類(1回/週) ・ビン(1回/週) ・乾電池、蛍光管、水銀体温計(2回/年) ・ペットボトル(1回/隔週)	合併時は現行のとおりとし、新市において審議会を設置のうえ、住民説明等を十分に行い合併後3年以内に上田市の例を基本に統一する。			
合併後調整内容【調整済】							
・平成19年6月14日の上田市廃棄物処理審議会からの答申を踏まえ、市民負担の公平化や効率的なごみ減量及び再資源化を進めるため、平成20年4月1日から統一を行う。 ・ごみは、資源物として排出する物及び集積所に排出するごみに分別する。 ・集積所へ排出するごみ(有料指定袋で排出するもの) (1)「燃やせるごみ」(生ごみ、木くず等、燃やすことのできるごみ)(週2回排出) (2)「プラマークつきプラスチックごみ」(プラスチック製容器包装ごみ)(週1回排出)				(3)「燃やせないごみ」(上記イ以外のプラスチック、金属類、電気製品、合皮・ゴム等)(週1回排出)			